

公益財団法人久御山町文化スポーツ事業団の理事、監事及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に基づき、公益財団法人久御山町文化スポーツ事業団（以下「事業団」という。）定款第13条及び第26条の規定に基づく理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬等の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(常勤の役員と非常勤の役員)

第2条 専務理事は、常勤とし、その他の役員は、非常勤とする。

(理事長の報酬)

第3条 理事長の報酬は、月額120,000円とする。

(専務理事の報酬)

第4条 常勤の専務理事の報酬は、年額500万円を上限として理事会が定める。ただし、専務理事が事務局長を兼ね、久御山町において再任用の対象である者の場合は、久御山町職員の給与に関する条例（昭和44年久御山町条例第3号）第4条の2第1項に規定する額を支給する。

(役員等の報酬)

第5条 理事長及び専務理事を除く役員等が、次の各号に掲げる用務に従事したときは、報酬を支給する。

- (1) 理事会に出席したとき。
- (2) 評議員会に出席したとき。
- (3) 監事が監査の業務を行うとき。
- (4) その他理事長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により支給する理事長及び専務理事を除く役員等の報酬の額は、久御山町特別職の職員及び非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年久御山町条例第20号）に準じて支給する。ただし、報酬額は、委員の日額と同額とする。

3 久御山町の常勤の一般職の職員には、前項に規定する報酬は、支給しない。

(報酬の支払方法)

第6条 役員等の報酬は、理事長及び専務理事については、月ごとに支払うものとし、その他の役員については、会議等のつどに支払うものとする。報酬は、その全額を通貨で直接役員等に支払うものとする。ただし、法令等に基づく控除すべき金額がある場合には、役員等に支払うべき報酬から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき、自己の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(費用弁償)

第7条 役員等が、事業団の用務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、久御山町職員の旅費に関する条例（昭和36年久御山町条例第12号）に準じて支給する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。